

技術報告作成時における IEEE への引用許諾費用の支払いについて

平成24年3月
部門会計担当

最近IEEEからの引用転載が有料化されたことで、技術報告作成時に費用を支払う事例が発生していますが、その支払いルールは以下の通りとします。

1. 引用許諾費用の支払いが必要になった時点で、費用の概算額を部門会計担当に連絡する。
2. 技術報告作成の当事者(技術委員会の委員長等)が IEEE に立替払い(IEEE Xplore にて支払い)し、以下の資料を添付して会計担当にメール送付する。
 - (1)「お支払い銀行口座払込依頼書」に必要事項を明記したもの
 - (2)領収書またはそれに代わる支払い確認が出来るもの
3. 会計担当が上記資料を電気学会(事業サービス課)へ送付し、立替者への支払いを依頼する。

(参考) IEEE の引用許諾費用は、「IEEE 会員／非会員」、および「引用許諾対象の著者／非著者」で異なり、「IEEE 会員」で「引用許諾対象の著者」が支払い手続きする場合は最も安価になります。